

埼玉県報

第 670 号 令和 7 年(2025 年) 11 月 18 日 火曜日

目次

告示

- O 川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境 影響評価公聴会の中止(環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- 〇 令和7年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借に関する落札者等の公示(ICT教育推進課)
- 総A除) 0 2 5 水整第 2 5 3 号吉見浄水場拡張施設建設工事に関する入札公告(入札課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

埼玉県告示第八百六十一号

川島 り _ 項 公告した次 埼玉県環境影響評価条例施行規則 イ の規定により、 ンター \mathcal{O} チ 公聴会の エン 令和七年埼玉県告示第八百二十三号 ジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会) 開催を中止する。 (平成七年埼玉県規則第九十八号) 第十六条第 (川越都市計画事業(仮称) によ

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一件名

Ш 越都市計画事業 (仮称) 川島イ ンタ チ エ ンジ南側地区土地区画整理事業に

係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和七年十 月二十五日 火 十時から十 一時三十分まで

川越市役所庁舎 七階七 E 会議室

1 令和七年十一月二十五日 (火) 十三時三十分か ら十五時まで

東松山市野本コミュニティーセンター 講座室

ウ 令和 七年十 一月二十六 日 水 十時か 。 十 一時三十分まで

坂戸市勝呂地域交流センター 視聴覚室

工 令和七年十一月二十六日 (水) 十三時三十分から十五時まで

川島町役場庁舎 中会議室

三 都市計画決定権者の名称

川島町

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

埼玉県告示第八百六十二号

六年埼玉県告示第千二百二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、 令和七年十一月十八日 令 和

埼玉県 知 事 大 野 元 裕

要措置区域 としての 指定を解除する区域

別図の とお り(埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番二の 部、 六百十六番六

八番六の一部及び六百二十一番二十の一部)

 \mathcal{O}

部、

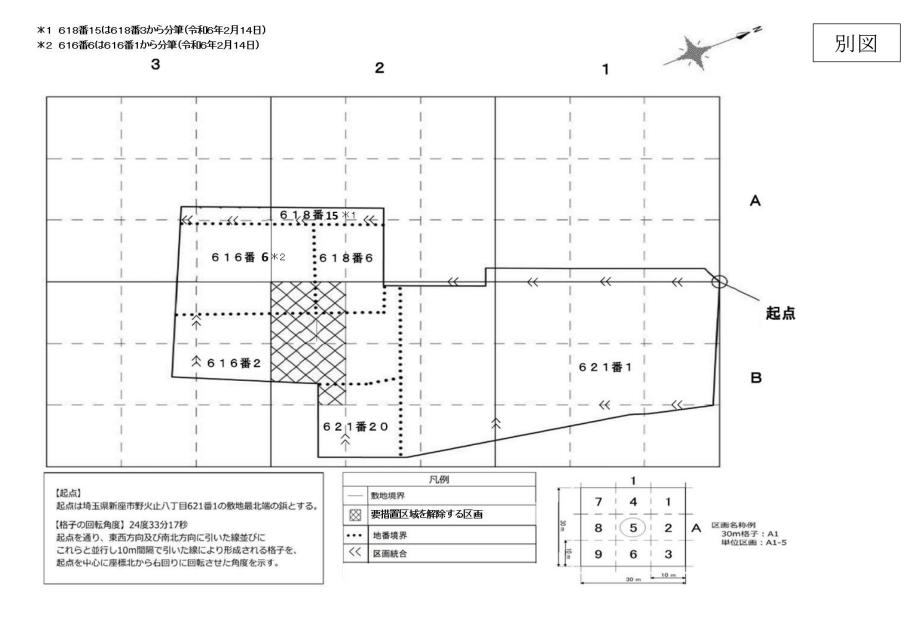
六百十

 \mathcal{O} 基準に適合 土壤汚染対策法施行 してい な かっ 規則 た特定有害物質の種類 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一 項

六価クロム化合物

 \equiv 講じられた実施措置

基準不適合土壌の掘削 による除去



埼玉県告示第八百六十三号

る。 和六年埼玉県告示第千二百三号により指定した区域の指定を次の 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、 とおり全部解除す 令

令和七 年十一月十八 日

埼玉県知事 大 野 元

形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとお り (埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番六の一 部及び六百十八

十五の一部)

土壤汚染対策法施行

規

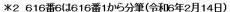
則

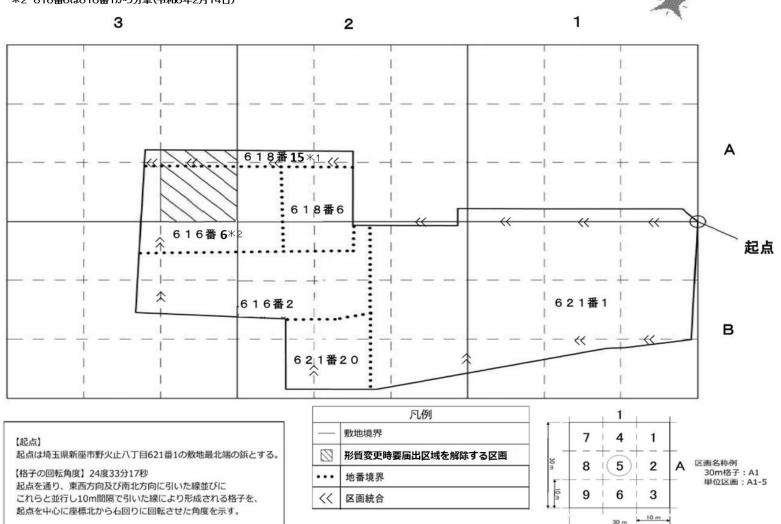
(平成十四年環境省令第二十九号)

第三十一条第二項

 \mathcal{O} 基準に適合してい 鉛及びその化合物 な か 0 た特定有害物質の種類

三 講じられた汚染の除去等の 基準不適合土壌の 掘削 による除去 措 置 ※1 618番15は618番3から分筆(令和6年2月14日)





埼玉県告示第八百六十四号

和 四年埼玉県告示第千十四号により指定した区域 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 令和七年十一月十八日 第十一条第二項の規定により、 の指定を次のとおり全部解除する。

埼玉県知事 大 野 元 裕

形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

百七十番十六の 九番 別 図 の \mathcal{O} とお 一部及び二千七十番の ŋ 部、 (埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外千八百七十番十五 千八百七十番二十二の一部、二千六十八番の一部、 一 部) \mathcal{O} 二千六 千八

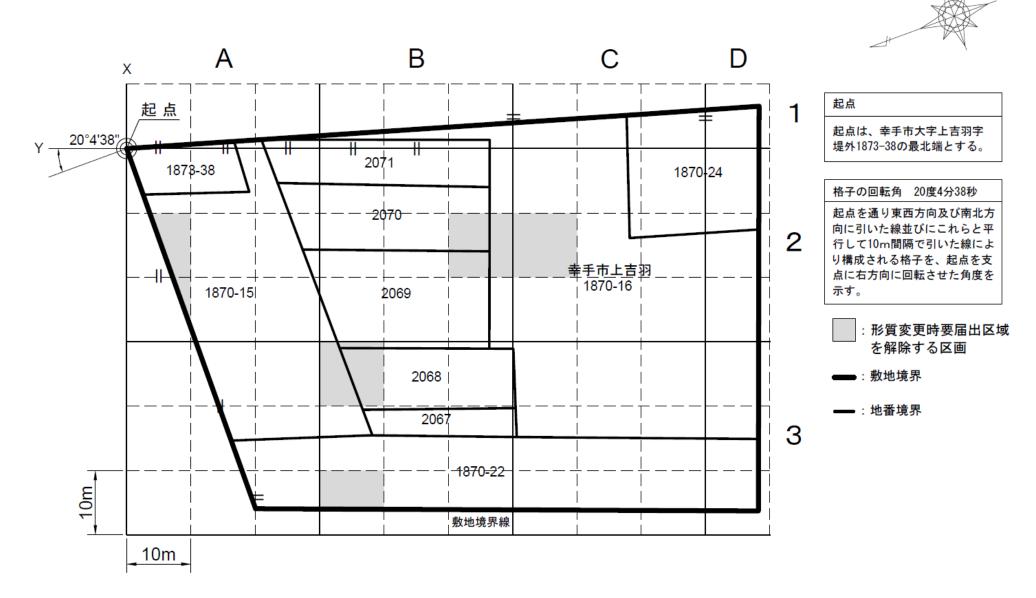
 \mathcal{O} 基準に 土壤汚染対策法施行 適合していなかっ 規則 た特定有害物質の種類 伞 成十四年環境省令第二十九号) 第三十 一条第一 項

テトラクロロエチレン

一 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置浄化

別図



埼玉県告示第八百六十五号

厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。 ため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令 次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された (昭和三十九年

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

	ほしあい眼科・内科	名称	
目九番地十	埼玉県さいたま市緑区美園六丁	所 在 地	病院
月三日	令和七年八	撤回日	

埼玉県告示第八百六十六号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量令和7年度埼玉県立学校指導者用端末等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいた ま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日令和7年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所 三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
- 5 落札金額 706,068,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年8月8日

埼玉県公営企業告示第五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

一般競争入札に付する。

令和七年十一月十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 工事概要等

(1) 工事名

総A除) 025水整第253号吉見浄水場拡張施設建設工事

(2) 工事場所

埼玉県比企郡吉見町大字蚊斗谷地内ほか

(3) 工事期間

契約確定の日から令和13年2月28日(金)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア目的

本工事は、吉見浄水場拡張施設の整備として、凝集沈でん池、急速ろ過池 及び浄水池の築造を行うものである。

イ 工事内容

- (ア) 凝集沈でん池 RC造 容量2,016㎡/池、5池
- (イ) 急速ろ過池 RC造 面積89.3㎡/池、16池
- (ウ) 浄水池 R C 造 容量7,560 m³/池、2 池

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領(令和7年10月1日適用)に基づく「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

- イ 本工事は、埼玉県企業局土木工事情報共有システム実施要領(令和7年7月1日適用)に基づく情報共有システム(公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)を活用する工事である。
- ウ 本工事は、埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム (CCUS)活用モデル工事」試行要領(令和6年4月1日適用)に基づく「建設キャリアアップシステム (CCUS)活用モデル工事 (発注者指定型)」の試行対象工事である。
- エ 本工事は、建設工事の遠隔臨場実施要領(令和7年7月1日適用)に基づき、建設工事において「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「協議等」に 遠隔臨場を積極的に活用する工事である。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札

執行要領(令和7年4月1日施行)により実施する。落札者は、総合評価方式により決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.20(令和7年7月1日施行)、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領(令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。)及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型 A タイプ 発注者採点方式

(2) 評価値の算出方法 除算方式

- 3 入札手続の方法等
 - (1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(令和6年4月1日施行)に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を原則として、埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和7年11月18日(火)から令和8年1月16日 (金)までの間、埼玉県ホームページ (https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama. lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction) に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日(名義人、会社本店住所又は会社名の変更にあっては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあっては、市区町村役場への届出日をいう。)以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html)により、紙入札の手続を行うこと。

- ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名(改姓及び改名の場合を含む。)
- イ 名義人所属の会社本店住所(登記している場合に限る。)
- ウ 名義人所属の会社名(登記している場合に限る。)
- エ 名義人住民票記載住所(電子証明書に記載のある場合に限る。)
- 4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等(以下「設計図書等」という。)は、送付申

請書により送付する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格 確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書(以下「確認申請書」という。) 及び一般競争入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)を添付して、 電子入札システム(電子入札システムにより提出できない者にあっては、郵便又 は信書便)により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電 子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格 の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により 提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の 確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課大規模工事担当 電話048-830-2743 (直通) 電子メールa2720-04@pref. saitama.lg.jp

- (2) ファイル転送サービスを利用する場合 資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話により その旨を伝えること。
- (3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間 令和7年11月19日(水)午前9時から同年12月12日(金)午後5時まで
- (4) その他必要な資料の提出受付期間 令和7年11月19日(水)午前9時から同年12月16日(火)午後5時まで
- (5) 提出部数 (紙によって提出する場合に限る。) 2部 (正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。)
- 6 入札参加資格の確認
 - (1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあっては、郵便又は信書便)により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和7年12月22日(月)にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和8年1月5日(月)午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にあっては、郵便又は信書便)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札 システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記 入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課大規模工事担当 電話048-830-2743 (直通) 電子メールa2720-04@pref. saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和7年11月19日(水)午前9時から同年12月2日(火)午後3時まで(郵便又は信書便の場合は、同月1日(月)必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年12月10日(水)午後4時までに電子入札システムに掲示する。電子入札システムに掲示された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に 対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、 入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者か ら入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿(建設工事)の 代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、 電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用 して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙 入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和8年1月13日(火)午前9時から同月15日(木)午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札 書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和8年1月16日(金)午前10時30分

- 10 入札に参加できる者の形態
 - (1) 3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。
 - (2) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱(令和7年4月1日施行。第7条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。ア本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

特定企業体の各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

特定企業体の各構成員は、令和5年度及び令和6年度に完成した埼玉県発注 工事のうち、土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65 点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数 のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

特定企業体の代表構成員(以下、「代表構成員」という。)は、その総合評定値が1,200点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(7)ウただし書に該当する者にあっては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和7・8年度埼玉県 建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例によ り算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算 出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査におけ る数値を用いるものとする。

⑷ 施工実績

ア 代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約で2万㎡以上の鉄筋コンクリート打設を伴う上水道、工業用水道又は下水道の水処理施設(上水道では着水井、凝集池、沈でん池、ろ過池、高度浄水処理施設又は浄水池等、工業用水道では着水井、凝集池、沈でん池又はろ過池等、下水道では最初沈でん池、反応タンク又は最終沈でん池等をいう。)本体の建設工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、次のとおりとする。 JV構成員の施工量=JV施工量×(当該構成員の出資比率/代表構成員 の出資比率)

(IV実績の計算例)

L=1000mの道路改築工事を代表構成員(出資比率50%)、その他の構成員 (出資比率A社30%、B社20%)で施工した場合

代表構成員の実績 1000m×50/50=1000m

その他構成員A社の実績 1000m×30/50= 600m

<u> その他構成員B社の実績 1000m×20/50= 400m</u>

イ その他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日から本件公告日までの間に、土木一式工事を元請として完成させた実績を有すること。 なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員及びその 他構成員の実績を認める。

- (5) 配置予定の技術者
 - ア 代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、水道施設、工業用水道施設又は下水道施設であって内部に水を貯えることができるコンクリート構造物の築造工事に従事した経験を有すること。この経験は、単年度工事で全期間又は複数年度工事で1年以上にわたり、現場代理人、担当技術者、主任技術者又は監理技術者としての役割を果たしたものであること。なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。
 - イ 入札に参加しようとする者は、全ての構成員が、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱第7条第1項第5号に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)として配置すること。
 - ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する監理技術者等は、低入札価 格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。
 - (ア) 専任でなければならない。
 - (イ) 現場代理人との兼務を認めない。
 - (ウ)代表構成員は、監理技術者等とは別に同等の資格を有する追加技術者(以下「追加技術者」という。) 1名を専任で配置すること。
 - (エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。
 - (オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。)の専任技術者と兼務することはできない。
 - エ 専任の配置予定の監理技術者等は、当該者が在籍する入札参加者と上記 5 (3)に規定する確認申請書の提出期限日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。
 - オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。
 - カ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、監理技術者等として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置

することができる場合を除く。

- キ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事 実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- ク 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領 (令和 7年2月1日適用)の対象とする。
- ケ 本工事は、建設業法第26条第3項第1号又は第2号に該当する監理技術者 の配置は認めない。

(6) 現場代理人

- ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」 による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。
- イ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事 は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常 駐規定を緩和しない。
- (7) その他の参加資格

特定企業体の各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- イ 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下 「財務規程」という。)第120条の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準(令和5年4月1日適用)により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。
- オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国(公共工事の入札及び契 約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定 する法人を含む。)、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由

による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る 暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日施行)に基づく入札参加除外の措置 を受けていない者であること。
- ク 経常建設共同企業体でないこと。
- ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準(令和7年4月1日適用)に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。 商号又は名称 株式会社東京設計事務所 関東事務所 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を 行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に 協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を 申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入 札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出し ないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下 請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を 行うものとする。

- 13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者としない。
- 14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準 設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者としない。
- 15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準 設定しない。
- 16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のと おりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札 保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、 次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。ま た、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書 兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒365-0028 埼玉県鴻巣市鴻巣850 埼玉県水道整備事務所鴻巣支所総務 用地担当 電話048-543-0581 (直通) 電子メールk430581@pref.saitama.1 g. jp

イ 依頼書提出期間

令和7年11月19日(水)午前9時から同年12月17日(水)午後5時まで

ウ 納付期限

令和8年1月15日(木)正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部 入札課大規模工事担当 電話048-830-2743 (直通) 電子メールa2720-04@p ref. saitama. lg. jp

イ 提出期限

令和8年1月15日(木)午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参(下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とす

る。

- ア 対象となる有価証券等
 - (ア) 利付国債
 - (化) 埼玉県債
 - (ウ)銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和8年1月15日(木)午後3時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者
 - イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者
- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和8年3月31日 (火)までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりと すること。

ア 住所:埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名:埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。 なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約す

る場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記ウにあっては、保証金額)と同額とする。

- ア 利付国債
- イ 埼玉県債
- ウ 銀行等又は保証事業会社の保証
- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金 融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、 還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履 行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、 1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合 のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とし、1万円 未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。)。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和7年度 無し

令和8年度 契約金額の概ね5パーセント

令和9年度 契約金額の概ね15パーセント

令和10年度 契約金額の概ね25パーセント

令和11年度 契約金額の概ね40パーセント

令和12年度 契約金額の概ね15パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

- 20 入札に関する注意事項
 - (1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの) 及び低入札価格調査に係る事前申出書(同一ファイルでシートが分かれている様式)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあっては、入札書ととも に提出すること。

- イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。
- ウ 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得(令和7年4月1日施行)標準様式第20号により通知すること。

(4) 入札回数

- ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム(電子入札 システムにより案内できない者にあっては、郵便又は電話等)により案内す る。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しな い場合がある。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
- エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

- ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。
- イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。
- ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用する くじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額 が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額 が所定の率による額に達しない者がした入札
- エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札 又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札
- オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

- キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
- ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者が した入札
 - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (オ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの
- ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項
 - ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。
 - イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行し ないことがある。

21 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

(1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入 札課大規模工事担当 電話048-830-2743 (直通) 電子メールa2720-04@pref. saitama.lg.jp

(2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問合せ先

〒365-0028 埼玉県鴻巣市鴻巣850 埼玉県水道整備事務所鴻巣支所浄水場・送水施設担当 電話048-543-0581(直通) 電子メールk430581@pref.saitama. lg.jp

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction Work for Expansion of Facilities at the Yoshimi Water Filtration Plant (2025 Waterworks Construction Office, No. 253)

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents
 From 9:00 a.m. Wednesday, 19 November until 5:00 p.m. Friday, 12
 December, 2025
- (3) Submission Period for Additional Required Documents
 From 9:00 a.m. Wednesday, 19 November until 5:00 p.m. Tuesday, 16
 December, 2025
- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered
 Mail

From 9:00 a.m. Tuesday, 13 January until 3:00 p.m. Thursday, 15 January, 2026

(5) Time and Date of Bid Opening
10:30 a.m. Friday, 16 January, 2026

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

埼玉県選管告示第五十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和七年十一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

午後六時

日時 令和七年十一月二十一日

選挙管理委員会室

ア

三

議題

埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区 越谷市)について

イ その他